長野県警察学校の運営に関する訓令(平成24年3月30日県警察本部訓令第7号)

最終改正:平成31年2月28日

## 〇長野県警察学校の運営に関する訓令

平成24年3月30日 県警察本部訓令第7号

長野県警察学校の運営に関する訓令を次のように定める。

長野県警察学校の運営に関する訓令

長野県警察学校に関する訓令(昭和31年長野県警察本部訓令第2号)の全部を次のように改正する。

## 目次

- 第1章 総則(第1条-第5条)
- 第2章 入校及び授業 (第6条 第9条)
- 第3章 欠講、休学及び自主退校(第10条・第11条)
- 第4章 考査及び卒業 (第12条―第17条)
- 第5章 学生指導(第18条·第19条)
- 第6章 賞罰 (第20条-第25条)
- 第7章 学校生活 (第26条・第27条)
- 第8章 当直等(第28条—第30条)
- 第9章 補則(第31条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、長野県警察の教養に関する訓令(昭和30年長野県警察本部訓令第3号。以下「教養訓令」という。)第7条の規定により、長野県警察学校(以下「警察学校」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

- 第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 教職員 警察学校に勤務する警察職員をいう。
  - (2) 学生 学校教養を受けるため警察学校に入校している者をいう。

(教職員の責務)

- 第3条 教職員は、警察教養規則(平成12年国家公安委員会規則第3号)にのっとり、常にその職責を自 覚するとともに、工夫を凝らして教養内容の充実改善を図り、もって教養目的の達成に努めなければな らない。
- 2 警察学校長(以下「校長」という。)並びに副校長、管理幹、校長補佐、教官及び助教(以下「教官」 という。)は、熱意と愛情を持って学生の教育訓練及び生活指導に当たり、明朗にして能率的に職務を執 行し得る警察職員を養成しなければならない。

(教官会議)

第4条 校長は、学生の教育訓練及び生活指導並びに学校運営に関する検討を行うため、必要に応じ、教 官会議を開催するものとする。

(校務の分担及び処理)

- 第5条 校務は、校長が事務を分掌するものとする。
- 2 校長は、初任科及び初任補修科の期ごとに総括担任を、学級ごとに担任教官及び副担任教官を指定し、 担当する学生の学習、生活、体力向上等の指導及び教養に当たらせるものとする。

第2章 入校及び授業

(入校)

第6条 校長は、教養訓令第2条各号に該当する者であって、警察本部長(以下「本部長」という。)が入

校を命じた者を入校させるものとする。

(授業計画等)

- 第7条 校長は、教養訓令第4条の規定により定める授業細目に基づき、授業計画を立てなければならない。
- 2 校長は、所属長に対し、学校教養に関し必要な教案その他の資料の提出を求めることができる。
- 3 教官は、担当する科目について学習指導計画案を作成し、校長に報告しなければならない。 (日課時限)
- 第8条 警察学校の日課時限は別表第1のとおりとする。ただし、校長が必要と認める場合は、これを変 更することができる。

(実務研修)

第9条 校長は、警察活動の実際を見学体験させるため、初任科の学生を所要の期間、警察署へ派遣し、 実務研修を行わせるものとする。

第3章 欠講、休学及び自主退校

(欠講及び休学)

第10条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により欠講又は休学をしようとするときは、校長の承認を受けなければならない。この場合において、休学期間が引き続き7日を超えるときは、医師の診断書その他の理由を明らかにする書類を提出しなければならない。

(自主退校)

- 第11条 学生は、自ら退校しようとするときは、校長にその理由を申し出なければならない。
- 2 校長は、前項の規定により申出があったときは、本部長の承認を得て、退校させるものとする。この 場合において、当該申出が、初任科以外の学生からであったときは、関係する所属長にその旨を通知す るものとする。

第4章 考査及び卒業

(考查)

第12条 校長が行う考査は、試験及び勤務評価とする。

(試験の種類及び時期)

第13条 初任科及び初任補修科における試験の種類及び実施時期は、別表第2のとおりとする。

(勤務評価)

第14条 初任科及び初任補修科における勤務評価は、操行、勉学態度、服務の状況及び寮生活の状況等を 総合し評価するものとする。

(卒業成績)

- 第15条 各教養課程において試験を行った場合は、各科目の点数が4割以上、かつ、全科目の平均が6割 以上を合格とする。
- 2 初任科及び初任補修科における卒業成績は、各試験及び勤務評価を総合した考査の結果によって判定する。

(優等)

第16条 初任科及び初任補修科の卒業成績が優秀で、概ね上位1割以内の者を優等とする。

(証書の授与)

- 第17条 校長は、所定の教養課程を修了した学生に対し、次の各号に掲げるところにより証書を授与する。 ただし、試験を行った課程にあっては、これに合格した学生でなければならない。
- (1) 初任科及び初任補修科 卒業証書 (様式第1号)
- (2) 一般職員初任科、警部補任用科、巡査部長任用科、部門別任用科及び専科 修了証書(様式第2号) 第5章 学生指導

(指導)

第18条 学生の指導は、校長が別に定める指導方針に基づき行うものとする。

(報告)

第19条 教職員は、学生の指導の経過及び結果を、校長に報告するものとする。

第6章 賞罰

(褒賞)

第20条 校長は、長野県警察の表彰に関する訓令(平成9年長野県警察本部訓令第7号)に定めるものの ほか、他の模範となる行為があった学生を褒賞することができる。

(優等賞)

- 第21条 校長は、第16条に規定する優等に該当する学生を表彰するものとする。
- 2 前項の表彰は、優等賞(様式第3号)によるものとする。

(休学に係る処分)

第22条 校長は、教養期間の3分の1以上を経過してもなお休学を続ける学生に対し、警察教養細則(平成13年警察庁訓令第4号。以下「教養細則」という。)第21条第1項の規定により退校の処分を行うことができる。

(処分の基準)

- 第23条 教養細則第21条第2項各号に規定する処分の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 退校 規律違反又は非行(以下「規律違反等」という。)の程度が重大で、かつ、情状が極めて悪質なもの
- (2) 謹慎 規律違反等の程度が比較的重大又は情状が悪質なもの
- (3) 訓戒 規律違反等の程度及び情状が比較的軽微なもの

(処分の審議)

- 第24条 校長は、教養細則第21条第2項の規定により学生を処分しようとするときは、教官会議に諮り、 教職員から広く意見を徴するものとする。この場合において、校長は、必要と認めるときは、当該学生 又は学生の代表を教官会議に同席させ意見を述べさせることができる。
- 2 校長は、事案が軽微で処分を行わない場合において、必要と認めるときは、校長注意を行い、戒める ことができる。

(処分の手続)

- 第25条 校長は、教養細則第21条第1項又は第2項の規定により学生を処分するときは、当該学生に対してその内容を口頭で告知するものとする。
- 2 校長は、退校の処分を行うときは、本部長に報告するとともに、関係所属長に通知するものとする。 第7章 学校生活

(全寮制)

第26条 学生は、学生寮に入寮するものとする。ただし、初任科及び初任補修科の学生を除き、校長がやむを得ない事情があると認めた者にあっては、この限りでない。

(心得)

第27条 学生は、民主警察の本質及び警察の責務を体得し、人格を磨き、学術を修め、実力の養成に努め なければならない。

第8章 当直等

(当直)

第28条 校長は、教職員(警部以下の階級にある警察官及び警部相当職以下の職にある警察行政職員に限る。)の中から当直勤務員を指定するものとする。

(当直勤務員の任務)

- 第29条 当直勤務員は、次の各号に掲げる任務を行うものとする。
  - (1) 庁舎(付属施設を含む。)の警備、火災予防等
  - (2) 文書の収受及び保管
  - (3) 拳銃の保管及び管理
  - (4) 車両の管理及び運用
  - (5) 学生の指導監督及び健康管理
  - (6) その他校長が命じた事項

(警備隊)

第30条 校長は、教職員及び学生による警備隊を編成し、警察学校又はその付近において発生した火災その他の災害の警備に当たらせるものとする。

第9章 補則

(補則)

第31条 この訓令に定めるもののほか、警察学校の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則 (抄)

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。附 則 (平成31年2月28日県警察本部訓令第7号抄)(施行期日)

1 この訓令は、平成31年3月15日から施行する。